

自家消費プラン助成金における助成対象機器等登録要綱 新旧対照表
(令和4年7月改正分)

新	旧
<p>自家消費プラン助成金における助成対象機器等登録要綱</p> <p>(制定) 令和2年6月11日付2都環公地温第585号 (改正) 令和3年11月26日付3都環公地温第1839号 (改正) 令和4年7月15日付4都環公地温第949号</p> <p>第1条～第5条 (現行の通り)</p> <p>(助成対象機器等登録申請)</p> <p>第6条 助成対象機器等の登録を受けようとするメーカーは、次の表の第一欄に掲げる機器の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類その他の別表1に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成対象機器等登録の申請を行うものとする。本申請は、令和4年8月15日までに公社に提出しなければならない。</p> <p>第12条～第19条 (現行の通り)</p> <p>附 則 (令和2年6月11日付2都環公地温第585号) この要綱は、令和2年6月15日から施行する。</p>	<p>自家消費プラン助成金における助成対象機器等登録要綱</p> <p>(制定) 令和2年6月11日付2都環公地温第585号 (改正) 令和3年11月26日付3都環公地温第1839号</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>(助成対象機器等登録申請)</p> <p>第6条 助成対象機器等の登録を受けようとするメーカーは、次の表の第一欄に掲げる機器の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類その他の別表1に掲げる書類を公社に提出することにより、本助成対象機器等登録の申請を行うものとする。</p> <p>第12条～第19条 略</p> <p>附 則 (令和2年6月11日付2都環公地温第585号) この要綱は、令和2年6月15日から施行する。</p>

附 則（令和3年11月26日付3都環公地温第1839号）

この要綱は、令和3年12月6日から施行する。

附 則（令和4年7月15日付4都環公地温第949号）

この要綱は、令和4年7月26日から施行する。

附 則（令和3年11月26日付3都環公地温第1839号）

この要綱は、令和3年12月6日から施行する。